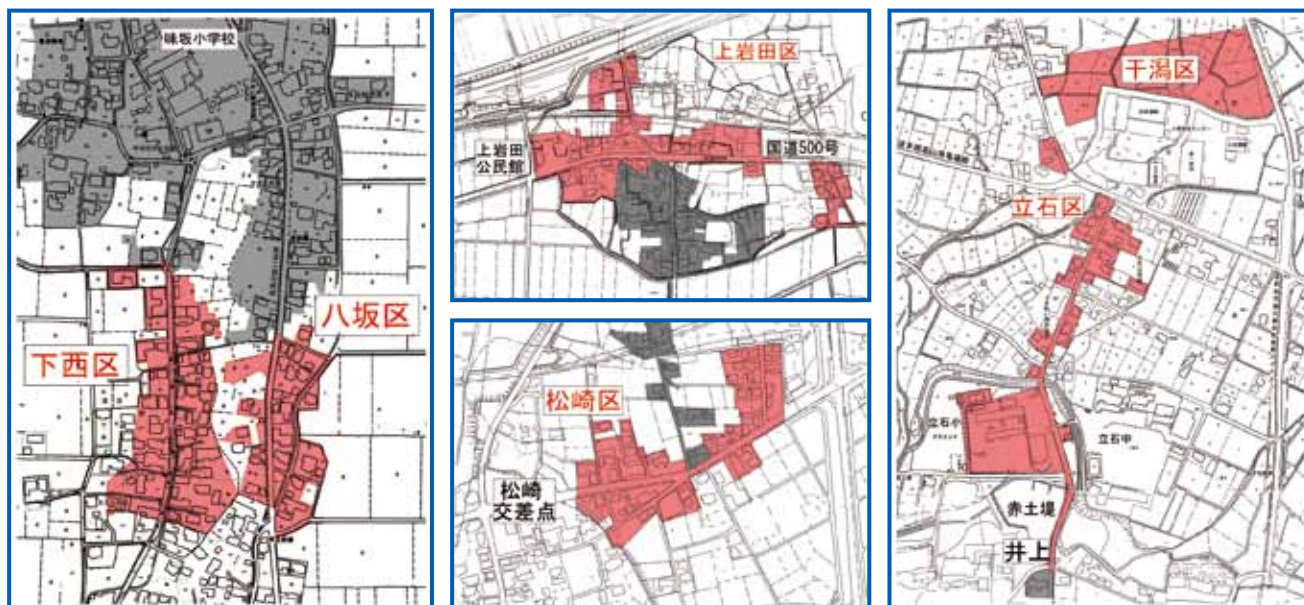


下水道を使用できる区域が広がります

問合せ先 下水道課(西別館 2階) ☎72-2111 管理係(内線342)・工務係(内線344)

4月1日から下水道を使用できる区域が広がります。下水道は、市民の皆さんの生活環境を改善するだけでなく、河川や海などの水質汚濁防止にも大きく貢献しますので、下水道への接続をお願いします。



新たに下水道を使用できる区域 ■■■■ 既存の下水道を使用できる区域 ■■■■

排水設備工事は市指定工事店へ

下水道供用開始区域になると、家屋の所有者は、供用開始の日から3年以内にトイレを汲み取り式から水洗式に改造し、台所や風呂などの生活排水を公共下水道に接続することが義務付けられます。また、浄化槽も速やかに廃止し、下水道に接続しなければなりません。

宅地内の排水設備工事は、市指定の排水設備工事店しか行うことができません。市指定工事店の一覧表は下水道課工務係窓口または市ホームページ(ホーム▶まち・産業▶上下水道▶下水道接続▶指定工事店一覧表)でご確認ください。

下水道受益者負担金制度とは

下水道本管整備を行った区域の土地の所有者には、その工事費の一部を受益者負担として納付していただくことになります。

受益者負担金は、土地面積1㎡当たり280円を乗じた金額です。対象の土地所有者には、5月中に申告書類を送付しますので、内容を確認のうえ、提出してください。

負担金の納入方法は、5年分割で年4回(7月・9月・11月・1月)に分けて納める方法と一括で納める方法があり、毎年7月上旬に納付書を送付します。

私道への下水道管設置について

私道に下水道管を設置しなければ汚水を排除できない宅地が2戸以上あるなど、一定の条件を満たせば、私道でも市が下水道管を設置できる場合があります。

下水道使用料について

下水道を使用するようになると、汚水の排出量に応じた下水道使用料を2か月ごとに納めていただきます。手続方法など、詳しくは、下水道課管理係までお問い合わせください。

浄化槽設置に補助します

①浄化槽区域の人と②下水道全体区域のうち平成32年度までに整備する区域として定められた予定処理区域以外の人に対し、浄化槽設置費用の一部を補助します。

●補助対象施設

専用住宅(床面積の2分の1以上を住居に使用している住宅)に設置する10人槽以下の合併浄化槽※販売目的の専用住宅は除く

●補助金額

人槽区別	限度額	
	上記①	上記②
5人槽	600,000円	300,000円
7人槽	660,000円	360,000円
10人槽	750,000円	450,000円

※合併浄化槽の大きさ(人槽)は、建物と延べ床面積と居住形態により決まります。浄化槽工事業者にご確認ください

●申請先 下水道課工務係